

愛知県障害者差別解消推進条例及び手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の一部改正新旧対照表

愛知県障害者差別解消推進条例の一部改正新旧対照表

新

旧

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することは私たちの願いである。

しかしながら、今なお障害のある人が、不当な差別的取扱いを受けている。また、障害のある人の日常生活や社会生活における活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁も存在する。

このような状況を踏まえ、障害のある人が、障害のない人と平等の選択の機会をもって地域社会で自立した生活を営み、等しく社会参加や自己実現を図ることができる環境づくりを更に進めていくことが必要である。

そのためには、私たち一人一人が障害についての知識及び理解を深めるとともに、不当な差別的取扱いをなくし、障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で妨げとなる様々な社会的障壁を取り除くよう、社会全体で取り組まなければならない。

私たちは、このような認識を共有し、一体となつて、障害を理由とする差別の解消を推進するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進について、基本

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することは私たちの願いである。

しかしながら、今なお障害のある人が、障害を理由とする不当な差別的取扱いを受けている。また、障害のある人の日常生活や社会生活における活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁も存在する。

このような状況を踏まえ、障害のある人が、障害のない人と平等の選択の機会をもって地域社会で自立した生活を営み、等しく社会参加や自己実現を図ることができる環境づくりを更に進めていくことが必要である。

そのためには、私たち一人一人が障害についての知識及び理解を深めるとともに、障害を理由とする不当な差別的取扱いをなくし、障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で妨げとなる様々な社会的障壁を取り除くよう、社会全体で取り組まなければならない。

私たちは、このような認識を共有し、一体となつて、障害を理由とする差別の解消を推進するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進について、基本

理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、障害を理由とする差別の解消を推進し、もつて全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁（障害がある者による事項を定めること等により、障害を理由とする差別の解消を推進し、もつて全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁（障害がある者による事項を定めること等により、障害を理由とする差別の解消を推進し、もつて全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

二 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いをすることにより障害

者の権利利益を侵害すること又は合理的配慮をしないことをいう。

三 不当な差別的取扱い 障害者に対して、正当な理由なく、次に掲げる取扱いをすることをいう。

イ 障害又は障害に関する事由を理由としてする取扱いのうち、

財・サービス又は各種機会の提供の拒否、これらの提供に当たつての場所、時間帯等の制限、障害者でない者に対しても付さない条件の付加その他の障害者でない者と異なる取扱い（障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置を除く。）

ロ 障害者でない者と同一の取扱いであるが、結果として、障害者でない者に比して不利となる取扱い

四 合理的配慮 現に社会的障壁の除去を必要としている旨の障害者がらの意思の表明（障害の特性等により障害者本人が意思の表明をすることが困難な場合において、その家族、介助を行う者その他のコミュニケーションを支援する者が補佐して行われるものも含む。）があつた場合において、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて行う必要かつ適当な現状の変更又は調整であつて、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

五 事業者 商業その他の事業を行う法人その他の団体（その目的が営利であるか非営利であるかを問わない。）又は個人をいう。ただし、国障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第二条第五号に規定する独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。）及び同条第六号に規定する地方独立行政法人を除く。

（県の責務）

第四条 略

2 県は、国及び市町村と連携を図りながら協力して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の推進に取り組むものとする。

（合理的配慮に関する環境の整備）

第七条 県及び事業者は、合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

（県における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 県は、その事務又は事業を行うに当たり、不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 県は、その事務又は事業を行うに当たり、合理的配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第九条 事業者は、その事業を行うに当たり、不当な差別的取扱いをする

（県の責務）

第四条 略

2 県は、市町村と連携を図りながら協力して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の推進に取り組むものとする。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第七条 県及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

（県における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第九条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者で

「ことにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、合理的配慮をしなければならない。
害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要なかつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

3 略

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備等)

第十条 県は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるようにするため、その相談に対応するための窓口の設置、人材の育成及び確保のための措置その他必要な体制の整備を図るものとする。

2 略

(情報の収集、整理及び提供)

第十二条 県は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するため、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(助言、あつせん又は指導の求め等)

第十三条 第九条第一項の規定に違反する不当な差別的取扱いを受け、又

3 略

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備等)

第十条 県は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるようにするため、その相談に対応するための窓口を設置する等必要な体制の整備を図るものとする。

2 略

(助言、あつせん又は指導の求め等)

第十三条 第九条第一項の規定に違反する不当な差別的取扱いを受けたと

は同条第二項の規定に違反して合理的配慮がなされなかつたと認める障害者及びその家族その他の関係者は、知事に対し、当該不当な差別的取扱いに該当する事案又は当該合理的配慮がなされなかつたことに該当する事案の解決のために必要な助言、あつせん又は指導を行うよう求めることができる。ただし、当該求めをすることが当該障害者の意に反することができる。ただし、当該求めをすることが当該障害者の意に反することができる。ただし、当該求めをすることは当該障害者の意に反することができる。

2 略

3 知事は、第一項の求めに係る不当な差別的取扱いをし、又は同項の求めに係る合理的配慮をしなかつたと認められる事業者が、あつせん案が提示された場合において当該あつせん案を受諾せず、又は指導に従わなかつたときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 及び 5 略

6 第一項及び第二項の規定は、法第七条第一項の規定に違反する不当な差別的取扱いを受け、又は同条第二項の規定に違反して合理的配慮がなされなかつたと認める障害者及びその家族その他の関係者について準用する。この場合において、第一項中「助言、あつせん又は指導」とあるのは、「あつせんその他の措置」と読み替えるものとする。

手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の一部改正新旧対照表

新

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、互いに意思や感情を伝え合う

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、互いに意思や感情を伝え合う

旧

とともに、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、心豊かに暮らすことは、私たちの願いである。

手話は、ろう者が知識を蓄え、文化を創造するために受け継ぎ、発展させてきた手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現される独自の体系を有する言語であるが、これまで手話を習得し、使用することに多くの制約があり、手話を使用することができる環境が十分に整えられてこなかった。

近年になって、障害者の権利に関する条約の採択や障害者基本法の一部改正により、手話が言語として位置付けられたものの、手話が言語であるとの認識が広く共有されているとはいえないため、私たち一人一人が手話言語の普及のための取組を進めていかなければならない。

また、障害のある者が日常生活又は社会生活において意思疎通を図るために、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用することが欠かせないが、その機会が十分に提供されているとはいせず、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用しやすい環境づくりを進めていく必要がある。

加えて、愛知県障害者差別解消推進条例において求められている合理的な配慮をする場合や、南海トラフ地震などの大規模災害発生時において、障害のある者の安全を確保するための措置を講ずる場合においても、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用が必要である。

私たちは、このような認識を共有し、一体となつて、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、安心して暮らすことができる地

域社会を実現するため、ここにこの条例を制定する。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一及び二 略

三 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、觀念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(施策の総合的かつ計画的な推進等)

第八条 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一條第一項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、次に掲げる事項について定め、手話ミニケーション手段の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとする。

一以下 略

とともに、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、心豊かに暮らすことは、私たちの願いである。

手話は、ろう者が知識を蓄え、文化を創造するために受け継ぎ、発展させてきた手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現される独自の体系を有する言語であるが、これまで手話を習得し、使用することに多くの制約があり、手話を使用することができる環境が十分に整えられてこなかった。

近年になって、障害者の権利に関する条約の採択や障害者基本法の一部改正により、手話が言語として位置付けられたものの、手話が言語であるとの認識が広く共有されているとはいえないため、私たち一人一人が手話言語の普及のための取組を進めていかなければならない。

また、障害のある者が日常生活又は社会生活において意思疎通を図るために、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用することが欠かせないが、その機会が十分に提供されているとはいせず、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用しやすい環境づくりを進めていく必要がある。

加えて、愛知県障害者差別解消推進条例において求められている社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮をする場合や、南海トラフ地震などの大規模災害発生時において、障害のある者の安全を確保するための措置を講ずる場合においても、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用が必要である。

私たちは、このような認識を共有し、一体となつて、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、ここにこの条例を制定する。

(定義)

第二条 同上

一及び二 略

三 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(施策の総合的かつ計画的な推進等)

第八条 県は、障害者基本法第十一條第一項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、次に掲げる事項について定め、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとする。

一以下 略